

自由金利型定期預金規定（大口定期）

1.（自動継続後の適用利率）

自動継続扱いの場合の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

2.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後（自動受取式の場合は満期日、満期日が銀行休業日の場合は、休業日の翌営業日。以下同じです。）にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - (a) 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

なお、当該利息の払戻しの手続に加え、当該利息の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当該利息の払戻しを行いません。
 - (b) 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動受取式の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 自動継続扱いの場合のこの預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については1の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
 - A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日に支払います。
 - B. 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (4) 自動継続扱いの場合のこの預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - B. 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日の指定口座に入金します。また満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - C. 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

なお、当該利息の払戻しの手続に加え、当該利息の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当該利息の払戻しを行いません。
- (5) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (6) この預金を定期預金規定書 共通規定5（1）により満期日前に解約する場合および同共通規定5（4）および（5）の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息期限前解約利息との差額を清算します。

計算方法

A. 1か月未満 次の(a)(b)(c)の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。)のうち、いずれか低い利率。

(a) 解約日における普通預金の利率

(b) 約定利率×70%

(c) 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}－\text{約定利率})\times(\text{約定日数}－\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

B. 1か月以上 次の(a)および(b)の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。)のうち、いずれか低い利率。
ただし、(b)の算式により計算した利率は0%を下限とする。

(a) 約定利率×70%

(b) 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}－\text{約定利率})\times(\text{約定日数}－\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入れするとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定の変更等)

(1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。

(2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上